

令和 3 年賃金改定状況調査の概要

1. 調査の目的

中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資することを目的として、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく一般統計調査として実施するものである。

2. 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業に属する民営事業所のうち、常用労働者数が 30 人未満の企業に属し、1 年以上継続して事業を営んでいる事業所。

(ア) 製造業(E)

(イ) 卸売業，小売業(I)

(ウ) 学術研究，専門・技術サービス業(L)

(エ) 宿泊業，飲食サービス業(M)

(オ) 生活関連サービス業，娯楽業(N)

(カ) 医療，福祉(P)

(キ) サービス業（他に分類されないもの）(R)

3. 調査事業所

(1) 数

15,641 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（平成 30 年次フレーム）を母集団とし、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において 1 人 1 時間あたり賃金額の標準誤差率が 1.5% となるよう標本事業所数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記 2（2）に掲げる 7 つの産業で、事業所規模は 1～9 人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	4,982	1,377	27.6%
B ランク	3,306	1,070	32.4%
C ランク	4,191	1,375	32.8%
D ランク	3,162	1,169	37.0%
合計	15,641	4,991	31.9%

4. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和3年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和3年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数〔令和3年6月分〕
- ニ 事業所の通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和3年6月分〕
- ホ 事業所の年間所定労働日数〔令和元年度分、令和2年度分〕
- ヘ 賃金改定状況〔令和3年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和3年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和2年6月分、令和3年6月分〕
- ハ 基本給額〔令和2年6月分、令和3年6月分（見込額）〕
- ニ 諸手当〔令和2年6月分、令和3年6月分（見込額）〕
- ホ 月間所定労働日数〔令和2年6月分、令和3年6月分〕
- ヘ 1日の所定労働時間数〔令和2年6月分、令和3年6月分〕

5. 調査方法

(配布) 厚生労働省労働基準局が委託する民間事業者から調査事業所あてに郵送。

(回収) 次の①及び②の提出方法のうち調査事業所が選択した方法により回収。

- ① 記入済み調査票を民間事業者あて郵送する方式
- ② インターネットを利用したオンライン報告方式

6. 調査期間

令和3年5月7日～6月4日

7. 調査結果の公表

(1) 公表方法

厚生労働省ホームページ及びe-Statに集計表を公表。

(2) 集計方法

イ 事業所に関する集計表

都道府県別、産業別、事業所規模別の集計事業所数を、平成28年経済センサス活動調査に基づく母集団事業所数に復元した上で集計。

ロ 労働者に関する集計表

ランク別、産業別の集計労働者数を、平成28年経済センサス活動調査に基づく母集団労働者数に復元した上で集計。

8. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄